

電気サービス約款

中国電力エリア以外

Energia

2023年7月1日実施 中国電力株式会社

電気サービス約款

中国電カエリア以外

目 次

I å	卷 則	1	28	需要場所への立入りによる業務の実施… 7
1	適 用	1	29	違 約 金7
2	サービス約款および料金表の変更	1	30	供給の停止等7
3	定 義	1	31	損害賠償の免責7
4	単位および端数処理	2	32	設 備 の 賠 償7
5	実 施 細 目	2		
			VI 契	契約の変更および終了 8
II 多	翌約の申込み	2	33	需給契約の変更8
6	需給契約の要件	2	34	名 義 の 変 更8
7	需給契約の申込み	2	35	需給契約の廃止 8
8	需給契約の成立および契約期間	3	36	需給開始後の需給契約の廃止にともなう
9	需 要 場 所	3		料金および工事費の精算8
10	需給契約の単位	3	37	解 約 等8
11	供給の開始	3	38	需給契約消滅後の債権債務関係8
12	供給の単位	3		
13	承諾の限界	3	VII 伊	‡給方法および工事 9
14	需給契約書の作成	3	39	供給方法および工事 9
Ⅲ \$	零 要 区 分	4	VII I	[事費の負担10
15	需要区分	4	40	工事費負担金等相当額の申受け等10
16	電灯需要(最大需要容量 6 キロボルト		41	需給開始に至らないで需給契約を廃止
	アンペア未満)	4		または変更される場合の費用の申受け…10
IV *	斗金の算定および支払い	4	IX 3	その 他10
17	料金の適用開始の時期	4	42	管 轄 裁 判 所10
18	料金の算定期間	4	43	需給契約に係る個人情報の第三者提供…10
19	使用電力量の算定	4		
20	料 金 の 算 定	4	附	則11
21	日 割 計 算	5		
22	料金の支払義務および支払期日	5	別	表12
23	料金その他の支払い	5		
24	延 滞 利 息	5		
25	保 証 金	6		
V (使用および供給	7		
26	適正契約の保持	7		
27	カ率の保持	7		

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気を小売供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気サービス約款[中国電力エリア以外](以下「このサービス約款」といいます。) および別に定める料金表によります。
- (2) このサービス約款および料金表は、次の地域には適用いたしません。
 - イ 当社が電気特定小売供給約款により電気 を供給する地域(鳥取県、島根県〔隠岐諸 島《島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島》を 除きます。〕、岡山県、広島県、山口県〔見 島を除きます。〕、兵庫県の一部、香川県の 一部、愛媛県の一部)
 - 口 電気事業法第2条第1項第8号イに定め る離鳥

2 サービス約款および料金表の変更

- (1) 当社は、このサービス約款または料金表を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気サービス約款(中国電力エリア以外)および料金表によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、このサービス約款および料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気サービス約款〔中国電力エリア以外〕および料金表によります。
- (3) お客さまの需要場所を供給区域とする一般 送配電事業者または配電事業者 (以下「当該 一般送配電事業者等」といいます。) が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等 (以下「託送約款等」といいます。) の変更または法令の制定もしくは改廃により、このサービス約款または料金表を変更する必要が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、このサービス約款または料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気サービス約款[中国電力エリア以外]および料金表によります。
- (4) 当社は、このサービス約款または料金表を

変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

3 定 義

次の言葉は、このサービス約款および料金表 においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(2) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯 等の照明用電気機器(付属装置を含みます。) をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 契約種別

料金表に定める契約の種別をいいます。

(5) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約電流

契約上使用できる最大電流(アンペア)を いい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに 換算した値といたします。

(7) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいま す。

(8) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に もとづき平均燃料価格を算定する場合の期間 とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、 2月1日から4月30日までの期間、3月1日 から5月31日までの期間、4月1日から6月 30日までの期間、5月1日から7月31日まで の期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日 から10月31日までの期間、9月1日から11月 30日までの期間、10月1日から12月31日まで の期間、11月1日から翌年の1月31日までの 期間または12月1日から翌年の2月28日まで の期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2 月29日までの期間といたします。)をいいま

(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

このサービス約款および料金表において料金 その他を計算する場合の単位およびその端数処 理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたしまま
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、 その端数は、小数点以下第1位で四捨五入い たします。ただし、記録型計量器により計量 される30分ごとの使用電力量の単位は、最小 位までといたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

このサービス約款および料金表の実施上必要 な細目的事項は、このサービス約款および料金 表の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との 協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の要件

お客さまがこのサービス約款および料金表に よる電気の需給契約を希望される場合は、次の 要件を満たしていただきます。

- (1) 当社が提供する会員制WEBサービス 「ぐっとずっと。クラブ」(以下「会員制 WEBサービス」といいます。)の会員であ ること。
- (2) 当社が指定した金融機関等を通じて、お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法(以下「クレジットカード払い」といいます。)により料金を毎月支払われること。
- (3) 当社が電子メールを利用して検針の結果を お知らせすることに、お客さまが同意される こと。
- (4) 当社との需給契約の料金および工事費等に ついて、当社の定める期日までに支払われて いること。ただし、解約された需給契約につ いては、料金および工事費等の全額を支払わ れていること。

7 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこのサービス約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社が提供する会員制WEBサービスを通じて申込みをしていただきます。また、当社が必要とする場合は、お客さまの氏名および住所を証明するもの(需給契約の名義が法人のときは登記簿謄本等、需給契約の名義が個人のときは運転免許証等といたします。)を提示していただくことがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点(電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。)、需要場所(供給地点特定番号を含みます。)、供給電圧、契約負荷設備、発電設備、蓄電池、業種、用途、使用開始希望日、使用期間およびクレジットカード払いに必要となる情報

(2) 契約負荷設備については、1年間を通じて の最大の負荷を基準として、お客さまから申 し出ていただきます。この場合、1年間を通 じての最大の負荷を確認するため、必要に応 じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用 計画を文書により申し出ていただきます。

(3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

8 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したとき に成立いたします。ただし、当該一般送配電 事業者等との接続供給契約が調わない等の事 情によるやむをえない理由によって、電気を 供給できないことが明らかになった場合に は、当社は、需給契約の成立の日に遡って需 給契約を解約することがあります。この場合 には、その理由をお知らせいたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、 料金適用開始の日が属する年度の末日まで といたします。
 - ロ 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申入れを行なわない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、お客さまが希望されるときを除き、 その他の事項のお知らせについては省略す ることがあります。

ハ お客さまの需要場所が、電気事業法第20 条の2第1項に定める指定区域として指定 される場合の契約期間の終期は、イおよび 口にかかわらず、当該指定区域に対し電気 事業法第2条第1項第8号口に定める離島 等供給が開始される日の前日といたしま す。

9 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

10 需給契約の単位

当社は、原則として、1需要場所について1 契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

11 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

12 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、 原則として、1需給契約につき、1供給電気方 式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給 いたします。

13 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

14 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 需要区分

15 需要区分

当社は、次の需要区分において、標準的な供給条件を定めます。

雷灯需要

(最大需要容量6キロボルトアンペア未満)

16 電灯需要(最大需要容量6キロボルトアンペア未満)

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、一般送配電事業者または配電事業者(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者に限ります。)が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となる需要で、使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は、 託送約款等に定めるところによるものといた します。

(3) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満 であることの決定は、負荷の実情に応じてお 客さまと当社との協議によって行ないます。

№ 料金の算定および支払い

17 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。 ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

18 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間に準ずる期間(以下「計量期間等」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

19 使用電力量の算定

(1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さ まの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力 量といたします。

また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間(需 給契約が消滅する場合で、特別の事情がある ときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始 期から消滅日までの期間といたします。)に おいて合計した値といたします。

- (2) 当社は、当該一般送配電事業者等から受領 した検針の結果を電子メールを利用してお客 さまにお知らせいたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正し く計量できなかった場合には、料金の算定期 間の使用電力量は、託送約款等に定めるとこ ろにより、お客さまとの協議によって定めま す。

20 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、または需給契約が 消滅した場合
 - ロ 契約種別を変更したことにより、料金に 変更があった場合
 - ハ 計量期間等の日数がその計量期間等の始 期に対応する当該一般送配電事業者等がお 客さまの属する検針区域に応じて定めた毎

月一定の日の属する月の日数に対し、5日 を上回り、または下回るとき。

(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

21 日割計算

- (1) 当社は、20(料金の算定)(1)イ、口またはハの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたしま
 - ロ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、 日割計算の対象となる期間ごとの使用電力 量に応じて算定いたします。
- (2) 20 (料金の算定) (1) イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

また、20 (料金の算定) (1) 口の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

22 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、託送約款等に定める検針日(以下「検針日」といいます。) に発生いたします。ただし、記録型計量器により計量する場合で、当該一般送配電事業者等があらかじめ当社に託送約款等に定める計量日(以下「計量日」といいます。) を通知したときは、お客さまの料金の支払義務は、計量日に発生するものといたします。また、需給契約が消滅した場合は、需給契約の消滅日に発生するものといたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
- (4) 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

23 料金その他の支払い

- (1) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (2) 料金がクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれなかった場合等特別の事情がある場合には、6 (需給契約の要

- 件)(2)にかかわらず、お客さまに次の方法により料金を支払っていただくことがあります。
 - イ 当社が指定した金融機関等を通じて、お客さまに料金を払い込みにより支払っていただく方法 (この場合、当社は、電子メールを利用して、お客さまに支払方法をお知らせいたします。)

なお、当社が指定した様式によって、当 社が指定した金融機関等を通じて料金を払 い込む方法(以下「振込払い」といいます。) により支払っていただく場合等には、当社 は、料金表に定める払込票発行手数料を申 し受けます。

- ロ 当社が指定する債権管理回収業に関する 特別措置法にもとづく債権回収会社(以下 「債権回収会社」といいます。)が指定した 金融機関等を通じて、債権回収会社が指定 した様式により、お客さまに料金を払い込 みにより支払っていただく方法
- (3) 料金は、次のときに当社に対する支払いが なされたものといたします。
 - イ クレジットカード払いにより支払われる 場合は、料金がそのクレジット会社により 当社が指定した金融機関等に払い込まれた とき。
 - ロ (2) イの場合は、料金がその金融機関 等に払い込まれたとき。
 - ハ (2) 口の場合は、債権回収会社が指定 した金融機関等に料金が払い込まれたと き。
- (4) 払込票発行手数料は、原則として料金とあ わせて支払っていただきます。
- (5) 工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて、当社が指定した様式によって支払っていただきます。
- (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (7) 料金については、当社は、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお、当社は、前受金について利息を付しません。

24 延滞利息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお 支払われない場合には、当社は、支払期日の 翌日から支払いの日までの期間の日数に応じ て延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 支払期日の翌日から起算して10日以内に支払 われた場合は、この限りではありません。

(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額(以下「延滞利息対象額」といいます。)に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞 利息の算定の対象となる料金を支払われた直 後に支払義務が発生する料金とあわせて支 払っていただきます。

25 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始に先だって、または 供給継続の条件として、予想月額料金の3月 分に相当する金額をこえない範囲で保証金を 預けていただくことがあります。
 - イ 支払期日を経過してなお料金を支払われ なかった場合
 - ロ 新たに電気を使用される場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - (イ) 他の需給契約(既に消滅しているもの を含みます。)の料金を支払期日を経過 してなお支払われなかった場合
 - (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力 量は、お客さまの負荷率、操業状況および同 一業種の負荷率等を勘案して算定いたしま す。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。
 - なお、(4) により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお 客さまが支払期日を経過してなお料金を支払

- われなかった場合には、保証金をお客さまの 支払額に充当することがあります。この場合、 当社は、あらためて(1)によって算定した 保証金を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(4)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

26 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用 状態に比べて不適当と認められる場合には、す みやかに契約を適正なものに変更していただき ます。

27 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として90パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける 場合の取扱いは、託送約款等によるものとい たします。

28 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所 定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用の防止等に必要な、お客さまの電気機器の試験、契約負荷設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認
- (2) その他このサービス約款および料金表に よって、需給契約の成立、変更もしくは終了 等に必要な業務

29 違 約 金

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1) の免れた金額は、このサービス約款 および料金表に定められた供給条件にもとづ いて算定された金額と、不正な使用方法にも とづいて算定された金額との差額といたしま
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合 は、6月以内で当社が決定した期間といたし ます。

30 供給の停止等

(1) 託送約款等に定めるところにより、当該一 般送配電事業者等は、電気の供給を停止し、 またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止することがあります。

- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社が その旨を警告しても改めない場合には、当該 一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、 そのお客さまについて電気の供給を停止する ことがあります。
 - イ 電気工作物の改変等によって不正に電気 を使用された場合
 - ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電 気を使用された場合
 - ハ 28 (需要場所への立入りによる業務の実施) に反して、当社の係員の立入りによる 業務の実施を正当な理由なく拒否された場
 - ニ お客さまがその他このサービス約款および料金表に反した場合
- (3) 当社は、(1) または(2) にともなう料金の減額は行ないません。

31 損害賠償の免責

- (1) 11 (供給の開始) (2) によって供給の開始日を変更した場合、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が、電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 30 (供給の停止等)によって電気の供給を 停止した場合または37 (解約等)によって需 給契約を解約した場合もしくは需給契約が消 減した場合には、当社は、お客さまの受けた 損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 当社に故意または過失がある場合を除き、 当社は、お客さまが漏電その他の事故により 受けた損害について賠償の責めを負いません。

32 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

33 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II (契約の申込み) に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) 当社は、(1) の場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、 需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。 この場合、お客さまが希望されるときを除き、 当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。
- (3) お客さまが契約種別の変更を希望される場合、変更後の契約種別による料金適用開始の 日は、原則として計量期間等の始期といたします。

34 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、インターネット、電話、口頭等により申し出ていただきます。

35 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、インターネット、電話、口頭等により当社に通知していただきます。
- (2) 需給契約は、37(解約等)および次の場合 を除き、お客さまが当社に通知された廃止期 日に消滅いたします。
 - イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の 翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日 に需給契約が消滅したものといたします。
 - ロ お客さまの責めとなる理由により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
 - ハ 当社との需給契約を廃止し、他の小売電 気事業者との需給契約等にもとづき当該需 要場所において引き続き電気を使用される 場合は、当該小売電気事業者による電気の

供給が開始される日に当社との需給契約が 消滅するものといたします。

36 需給開始後の需給契約の廃止にともなう料金および工事費の精算

お客さまが電気の使用を開始された日以降1 年に満たないでこれを廃止しようとされ、当社 が当該一般送配電事業者等から託送約款等にも とづいて料金および工事費の精算を求められた 場合には、当社は、お客さまからその料金およ び工事費等相当額を申し受けます。

37 解 約 等

- (1) お客さまが当社の提供する会員制WEB サービスを退会された場合には、当社は、需 給契約を解約いたします。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合に は、当社は、そのお客さまについて需給契約 を解約することがあります。

なお、この場合には、解約日をお客さまに 予告いたします。

- イ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき。
- ロ お客さまが料金を支払期日をさらに20日 経過してなお支払われない場合
- ハ お客さまが他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- 二 お客さまが当社との需給契約にもとづいて支払いを要することとなった料金以外の 債務(延滞利息、保証金、違約金、工事費 負担金その他当社との需給契約から生ずる 金銭債務をいいます。)を支払われない場
- (3) お客さまがこのサービス約款および料金表 に反した場合には、当社は、需給契約を解約 することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまに 予告いたします。

(4) お客さまが、35 (需給契約の廃止)(1) による通知をされないで、その需要場所から 移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。

38 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、

Ⅵ 供給方法および工事

39 供給方法および工事

当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、 託送約款等に定めるところによるものといたします。

Ⅲ 工事費の負担

40 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当社が当該一般送配電事業者等から、託送 約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給 にともなう工事等に係る工事費負担金、費用 の実費または実費相当額等の請求を受けた場 合には、当社は、請求を受けた金額に相当す る金額を工事費負担金等相当額として原則と して工事着手前にお客さまから申し受けま す。
- (2) 当該一般送配電事業者等から、工事完成後、 当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担 金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負 担金等相当額をすみやかに精算するものとい たします。
- (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設 し、または取り付けることとされている設備 等については、原則としてお客さまの負担で 施設し、または取り付けていただきます。
- 41 需給開始に至らないで需給契約を廃止または 変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需 給契約を廃止または変更される場合は、当社は、 当該一般送配電事業者等から請求を受けた費用 の実費をお客さまから申し受けます。

区その他

42 管轄裁判所

需給契約に関する訴訟については、広島地方 裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

43 需給契約に係る個人情報の第三者提供

このサービス約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、当社は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を当社以外の小売電気事業者等へ提供することがあります。

附則

附 則

1 このサービス約款の実施期日 このサービス約款は、2023年7月1日から実

このサービスが試は、2023年7月1日から美 施いたします。

2 このサービス約款および料金表の実施にとも なう切替措置

このサービス約款または料金表実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、20(料金の算定) および21(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

別 表

- 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金
- (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第 2項に定める納付金単価に相当する金額と し、再生可能エネルギー電気の利用の促進に 関する特別措置法第三十二条第二項の規定に 基づき納付金単価を定める告示(以下「納付 金単価を定める告示」といいます。)により 定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促 進賦課金単価を当社のホームページ等でお知 らせいたします。

- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の 適用
 - イ (1) に定める再生可能エネルギー発電 促進賦課金単価は、口の場合を除き、当該 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に 係る納付金単価を定める告示がなされた年 の4月の検針日から翌年の4月の検針日の 前日までの期間に使用される電気に適用い たします。
 - ロ 記録型計量器により計量する場合で、当該一般送配電事業者等があらかじめ当社に計量日を通知したときは、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、 その1月の使用電力量に(1)に定める再 生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適 用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課 金の単位は、1円とし、その端数は、切り 捨てます。

- ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー 特別措置法第37条第1項の規定により認定 を受けた場合で、お客さまから当社にその 旨を申し出ていただいたときの再生可能エ ネルギー発電促進賦課金は、次のとおりと いたします。
- (イ) (ロ) の場合を除き、お客さまからの 申出の直後の4月の検針日から翌年の4 月の検針日(お客さまの事業所が再生可 能エネルギー特別措置法第37条第5項ま たは第6項の規定により認定を取り消さ れた場合は、その直後の検針日といたし

ます。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、 当該一般送配電事業者等があらかじめ当 社に計量日を通知したときは、(イ)に 準ずるものといたします。この場合、(イ) にいう検針日は、計量日といたします。

Energia